塩尻　卆一

太政官文庫
和書門
一一四九七號
一〇一函
二架
六五冊

内閣文庫
和書類
一一四九七號
六五冊
二一一函
三〇二架

内閣文庫		
番號	和	11497
冊數	65 (51)	
函號	211	302

国立公文書館
National Archives of Japan

日本政府圖書
圖書局文庫
文部省文庫
太政官文庫

〇彭澤王氏著字講約七條見亦室要家其第六條矜恤孤苦云同族中鰥寡疾苦以相賙恤尚書曰文王惠鮮鰥寡鮮字最妙謂鰥寡之人垂首喪氣登與困給之使之有生意夫國於鰥寡尚留其生意況同宗一氣相屬者乎今人須肉饋遺每施於外親近鄰家溫飽還報之人即往來不厭其頻而族中鰥寡曾不一念及之甑塵生門前草長或鳩杖而倚門閭或雞骨而支牀窮凄風苦雨舉目蕭條長日窮年無人做保縱同門共巷尚且

五十一

內 一二七九〇號

爲不知更無特地相同者惟俟其死一假哭胡拜之曰
弔為族誼固如是乎云云畧

嗚呼俵漢李世乃俗道にて親を捨て他乃一家を專ら
倚て吾窮を省せしめて自利を謀れり寔世一條に讀
て誰か自ら愧ざらんや されば富貴他人合貧賤骨
肉離ると古人乃云しも是衰世乃ならひとこそいへり
弔ふ家又は親族乃中後に紀希とも無きところ
て哀含と有識者のことくつかへみるもあし 嫌ひとも諫

拆せし事義なきを愚しく剣しくも家に兼禄を合
せし重ね來畧内乃窮苦を顧みず明友乃恩難を
安せんとするの者へしものをも招かの足しまた忘乃
ことのこと無きなど也見取とせかうさる云あ
る人を名ならひうきまや仰ならんされとも見ならし人
を被なまくに記る人はなし ひかふる端とふあらしは是亦一
乃御善なりへられは我ことなりこの物して身に任せ
何のこうけとも名わしらんなは評し仰けり

○今たひ大女院新上西門院崩御（壬辰四月十四日）五月十二日御葬送泉
涌寺にてせさせまし〳〵御行列とも京より帰りまし〳〵
人〳〵見物申し様を畧して写し留侍る

傳奏　油小路前大納言隆貞卿

奉行　烏丸左少弁光栄朝臣

下北面

河端右馬尉藤原景逢

世継摂津守　重昌

下北面

松波左近将監藤原光録

東儀雅楽助　福益

山形播磨守　宗直

斎藤左衛門尉　利盛

速水右衛門尉　就益

上北面代

藤木兵部大輔竹顕

小林主税頭祐長朝臣

廰官

嶋田内匠権介

紀義直

岡本玄蕃助　氏基

松波左衛門尉　次絃

岡本右馬助　森清

上北面代

小林主計頭　貞祐

藤木右京権大夫図頭朝臣

廰官

紀貞直

童子　　童子

童子　　童子

舎人　　舎人

手綱持　牛　手綱持

舎人　　舎人

手綱持　牛　手綱持

御車

御車副　　御車副

同　　同

同　　榻持

榻持　　同

同　　雨皮持

掛竿持　　掛杖持

掛杖持

西園寺大納言致季

布衣傘持　　布衣沓持

二條大納言吉忠　諸大夫　布衣　諸大夫　布衣　布衣　傘持　布衣　沓持

一條大納言兼香　供同上

油小路前大納言隆貞　布衣　傘持　布衣　沓持　以下供同

東園中納言基長

綾小路宰相　右兵衛督有胤

油小路宰相　左馬督隆典

梅渓三位通條

藤谷三位為信

樋口三位康熈

殿上人

冷泉中將為久朝臣

六角中將益通朝臣

唐橋侍從在廉朝臣

殿上人

竹内彈正大弼雅永朝臣

綾小路中將俊宗朝臣

正親町中將實岳朝臣

烏丸辨光栄　壬生少将俊平
荻原民部大輔兼氏　藤井民部権大輔兼充
錦織左馬頭従久　四條侍従隆音
右各布衣一人傘持沓持也

○長状ハさはかりに親王御所は萬とのこし間の西窓し
く東御所は雲しと立及ちしてめる小関東　前将軍家御
道意は御法會に前充主の宮僧下堂上は五漏多下向
ましくいかにも　柳営の御饗には猿楽杯

有るならぬ雲のうへおひそこる折からしとく　御成
ふかりしとりや咲へ給ふ　関東より御使播磨勝河守貞顕と云　尾候
色井白治太夫　姫君ハ方々　小瀬記事　紀候より　戸田
金ノ島水云ふ候こと
烏井殿に侍

○大圓國師云ク道心にハ何とて人ならしくに随道のかたち
にぬ給ひし後を数ゑしぬ身ハ其川かよいとなかのまよく
心安く日月など打ちて侍ましハいとはさるらしむかしを
今さらしくるもしく覚給ひし後に打ひつけ給る
世中など打はえてまくく夜門のいとなあれなど　しもしうりぬ

沙石集にいへる

酒と讃て浮世の外に物よきれ縁の草々とかくもがなせん

是ハ法眉和尚の言とて人乃語り伝へし

此も物花実に何事ふんこそ申し用障りありけれ

世尊ハ一遍上人の頌をもていとハいへど他に異なり

阿弥陀ハ安楽にとくとかれし如来直に天外お

行の眼とこそ深く行ハ亀化未来有りけり

○

法華経に説る修行とハ清浄有戒希大慈悲と作て室とし

柔和忍辱を以て衣とし諸法空を座と作るの三軌

に四安楽行を修し五種法師を具して諸法実相を

悟解し大菩提心を発して諸乃功徳を以自利利他に

廻向し共に一乗海に入て悉当成仏と期す居

若密法に依てハ道場につき勝仰度恭敬し無

質に依り紙に結印誦経して妙義を思惟し

妙相を観念し無量寿命決定如来乃咒を誦す

等三密清浄の行相を以て薩般若を具足し大意

清修三摩地に入る時として暫らくも忘るゝ事なかれ
宜しく古不空三蔵の観智儀軌等をもて依敬
念法の次第を知るべし　只正流の相承をもて妙法
乃秘密を行ずべし　彼法華灌頂印信及び法華
大事別傳等のことき皆邪義の法を学ぶ事なかれ
是れ況や日蓮一流の大邪義をや

○今時日蓮邪流の門徒等夷のごとくに奸詐無慚にして
毎に法恩を撤し偏執の鎧を被し我慢の鋒を揮ひ
私念憂悩して他を悩すを以て務とし偏頗嫉妬誑惑の
邪路に跳踉して三毒の爪を磨き暴戻情忌の荒棘に
猋騰して五逆の角を利し淵に誹謗正法梵網経の
尅罰に堕入し四流を漲らして人を漂はし六賊に従て自
溺れしは彼岸道絶へて終に正法眼を滅却せしむ逆罪没波
達に起伏して誹毀瞿伽利にまても尚も甚し　過狭累世墮
獄を除る人も又法華修行の歓讃ハ其徳最上利根の賢
希のミ一生に観行成満して即身の果位を得べし

何そ五濁乃凡愚ハ億に首題を唱へて直ニ成佛を期す應
からんや況や自法偏きれ癡人僻解邪曲の悪業謗佛
を誹謗し諦経を毀せる極悪業をや斯日蓮の邪従ら
いとも決定して阿鼻に入展轉して無数劫を経歴せ
ん希じ人皮を被られ類ひれの悲まざる應んや嗚呼

右ハ或僧日蓮宗乃いとかく紀罰に書けるへし一紙にいら
ある周編やありなんとあるへし慕しく増上寺現住祐
天大僧正ニ寄せ叶しまゐらせめくくに念佛希とし利へ御つ

と称して諦訓を修行し前の謗罪を懺悔し給へとぞあん

○王鳴鶴曰天下幸而無事則所ハ重在ハ文不幸而有ハ事則
所ハ重在ハ武々所以戢ニ禍乱ヲ靖ニ邊疆ヲ威服ニ百蛮ヲ而綏ニ安中夏ヲ
者也古之聖王安不ハ忘ハ危治不ハ忘ハ乱無事常ニ為ニ有事之備ヲ云々
登壇必究
兵武説

○朱子曾て兵刑を論し民賦を論し居官を論して門人
に訓へられし 語類百十ニ十二 学をあらは此等の論を以て今日の
事如何と希且古今の世變治乱存亡乃跡を歴代の史ニ

考へ其理なと窮め得し侯はゝ文字は講するのみにては聖賢のこ
語を弄するにてそれか俗学の記誦詞章となる事かし

○蟻通明神の故事歌書にしるせるにおゐては彼縁起とかく
書るものとみれは泰斎大王の應迹等に興り是後世の浪
ことか此社に御正体を七坂曲神金といへるは皿をとる称なりや
七坂の曲玉を宗とし有る縁し此故あるをしりて

○風土の伝説と称するかも学ふ倫なし

○評定とは　朝家御前にして公卿其物事を品論して
量り定むるを云これ君の道にかなふを聞し召さるゝ儀ある
会議と似たる事に於て有司事の宜きを相謀るといふへし
中世武家に評定衆を置れしもこれを准拠しけるに
されと我か府城下評定所の御庭体も直まこと
訟獄にて此囲みを聞し召て定めさせまふ事なり

○結政所　此字カタナシニトヨメリ
續後拾遺集よ云外記廳結政座に古宮の柱のみに
のこれるを政のつかさしにかくれ侍る　中原師光

古風なりし都乃三合柱世々に於しにならぬのこりけり
と謂ひしも是なりけり

○裝束乃中アコメといふを赤染といふ轉語也袙と書けり
されど袙の字（帕なり帕ハ額也）我國にハこれを用ひしも字様も違
足すも衵の字男女ともに用ひしとぞ（衵ハ短衣と注せり今の如き小袖なる世の下着なりしとぞ）堂上家
乃倭名と人の説ありしもそのころ漢籍が如き文字に
多くかゝる事多かりしを倭は字注を求め用ひしも當る
事なりしを倭名を国て八方ちなる角化事明也

○元正庚人といへるも天地を拜み奉り是八方を贊せりしを倣て必
しも義に於て害なきやは家ごとに庚人乾に向て天を
拝し坤に向て地を拝し奉りしとも異邦にも世礼有農桑
撮要等に見えて久しく尚文雅社約（清康熙中敬德乃仲化甫訂正せし）に郷俗
元旦家々天地神牌に穀生果を備へて祭り父母を賛し襲とし
て日々擬して香を焼て北向し世拝礼とも外更に一物
とも陳せハ中人情に於て近く礼と称し拝し是し人両
間に生じ天に覆ひ地に載られ我が大父母と拝し新歳に

當て目を挙れは青天上に在り全れなけれは人々は祈らすとも可なり
や庶人はなほく君を敬ふる事のなり迄くしては君を見るへきと
一ことに叩頭せされは予を帽し邵康節ゟ毎日清晨一炷香
謝天謝地謝三光と叩天叩地礼邵子行ひて以て儒と称し
と云ふ是実に敬神等人分に礼に得しからさるなり所謂儒
学者ゟとの語に名分といふ事なく時情に戻り僭犯といふ
悖て叛乱とおなしきかもしる人多し本ゟ敬する人毎に致遠
也二字とロにまふて自神祠に入り神に拝に及ては庶人之祈

うし見ゆるさ事にも不敬し程子すら儒者なれと然儒等に乂
て佛徳に背き施せしまし事を書に見へてしきを亦敬惜
也一事しきや
○を論じては天地を祭る牌に萬霊者宰と称する類は実
入に是なりしを我胸人日月を祭社稷を言ふものを僭犯なり
されともを亦天地を祭る礼意に心得行ひしも過ぎたるなく
きみや必神位を設け供物を献する事は僭踰の罪也
しきまされに組や况や日待月待と称し穢家に媚優

と集め淫楽を嬉喜と園酒に狂して夜を明す類をや
非礼嚢黷の罪家の禍をまねく道に崖恐ま慎さる事
なるや

○人言語有言語必思に發して善悪の善悪いちぢらし大患を語
怪を語るハ総て荒唐に属せ心腹して惑事ある致せ所也
人の富貴を言ハ彼是他の豪縢を羨し殘忌する是出て人
の貧賤を言ハ彼ら食飲を気ひ己ら富に驕る所ありひよ
發せる事多し是一斤の俗心腸方に此用ぞ漏と飲のこ

或ハ飲食の美悪を論し或ハ男女の妍媸を評せる事
を紀いたも市井の下流なる事さ然とも朝政辺境の政を是非と
談し官仕の先踪といふも心あ紀に行れも古人云一百余日
と宥まし或ハ三年道心を換せして嗚呼我人無にハとも事
を食て退くを以ても忘る利心有りて丈人国を憂ら
心無ハある處もとされども国を憂ふる事有りふりまた七分
にけりもして憂国の言けりもさて信とおもと便をし憂
国の実人ふりして悔しくされども言布ハ便せと記せし

人せ人ゝ口に絶て謗きらすとせされ而諸官府乃得
失人事件長短閨門の隠微に及ひ或ハ自乃貪婪を
省ずして却て人の嘈慾を嘲ま己ヶ弁利乃云為とし
徒らに他乃論頗を寃小数多し是皆害を買ひ禍を
招きかしきふ事も人乃恨をおり大ふるハ身を殺も道ふり
戒よ荒覺乃悔を先とせ々れ我人賓筵會席ふ
當ていゝはすして辭說し雜談乱說喧囂雷同して自を
捨て無益の閑話に自他を損して過失を重ぬ事万々

誰か此時互に犯ふ事とおり自ら省み己自戒て口
乃禍を慎まれは可ふ事

○正五九月とて此三ヶ月を拘り忌る條濃ひとしきうや
代醉編清波雜志等に是を佛者の所為と取られと月令
及ひ居家必用等にも存せれは其ゝ事の拘忌ふく
事やうは他歳時の祝忌理もふ代す多し

○淳居氏結夏安居 四月十五日より七月十五日まで 草木昆類を傷害せんする
と恐るゝ時なり秋苑宗觀等に云り

○豆州三嶋神社炎焼の後去し辛卯の夏より再建慶
事終り四月廿五日より祭りにぎはゝしく
牛車等かざりを渡し作りしとや菊花く荘厳郎
早からしとて東都よりも人来りて見物するを読ひ語まり

○遠州秋葉の権現俗に三尺坊といふ 院社居を祭る の祭毎年十一月十四日也但
殊前十五家これを奉とされも火神一圓は山家数ハ更なり
他郡よりも参り祷祠する人多し并伊勢参宮先祖遠
郡の本貫なれは殊更に詣ひ行つる今年甚混雑なり人手
銅乃烏井抔立てまつりしといふ吉田の卜部家より正一位の
額抔掲げ有由備へ傳へ又秋葉寺は俗に當所ハ本社なれ
ら須賀乃跡ハ三里北乃深山に在て人常に住よふる所なし
とぞ

○江州勢田及び城下宇治乃川辺に螢見とて五月の末に人
多く飛を数万ハ螢火且雨霰を散らす流に浮て行る如
うて其何ゆへに昔し源平の合戦に衰命せる軍士の遺
魂抔頼政といふ人今年壬辰五月我城西小田井の川辺に

地ハ例より大きなり骨数ハ百本あまく ありて蕊数字治乃
黄史似たるとぞ 好事の輩わく往て見仍り求むるかゝる
とぞ作りし者 皇民畠（ハタケ）をはじめとしとぞ 脂と
むかしとうやいゝとかし

○天公ハ笠也 異名なり 雲天論に天形如笠而冒地之表
とぞいへし 笠の異名と須といふ也 笠をもと縁りし あるも
さらに古くは文字も異なり 着笠（簦）笠等あまたあり
皆竹（タケ）にて作る 竹にて異形あるは 竹枝あまり割裂せる

希多しとかや 日和国神代の昔より笠の用ふにしけれ
八道江笠 伊勢笠 伊勢編笠 揆江行 世の備あり云 檜笠 竹笠
蘭笠乃製 異なるまで 文ありと聞し 笠をひらく作ります
と伊勢 加賀 越中 等也 所々用し 梅よりも 薩摩
笠を笠にして 近きよの舞のあく 制せし 是琉球の似
ましく所なる事

○古人の名 春風 岩の員名公の曽孫 月影 も 春風の 兄弟の名いとし艶
なり 異名には 薄雲中納言 村上源氏雅兼卿也 初音僧正 三井寺永縁也 女房

あは深殿后崇哉抔いふも称なし次様成の后（堀河院の皇后）
とらふ名いときしめしたりや上古にして三字名なりし
ハ義成寺（南家高藤民部卿為久の男）なひ成慶なり為久の二男さしかしの名跡
しし為かなへ一字名しも衛助抔なりや円融院の大臣又して副
の貫之りり夫名に依りて貴く聞ゆなりしも徒にりまでも
なりし藤原足子藤原抔なりましし維勿多し道風佐理行
成とりても能書に聞ゆなりし頼光保昌綱抔いふても勇猛
の人に聞へ業平光君といふても色好みし時平の大臣しも

いさましく長田庄司しも不忠の人と知れ類ひ多し
本より名は実の賓なりして上古の謚を慮なりしも後世の
人名いとしく実なりや何ら嗚呼人なりして人なりし取何
らし食就し呼名を可し名を正しも言ふ豈小縁（ヲボロケ）のことり
ならんや

○

六月初四傳教大帥に尊珠院の影前を拝して

風掃蕉霖新縁開　金炉烟静古仙臺

天直獨朗三千法　一任街頭吹笛来

抑も大師示寂ましましてより今に至りて壬辰八百九十一年にや 嵯峨帝弘仁十三
壬寅年
清和天皇の貞観八年に大師の徽号を諡し
まいらせられまし 山門毎歳季夏の朔より報恩講を
修し初之ある日は極楽浄土院御廟にて長講会式を
も厳にとりおこなはる上之座の僧侶二千餘口参堂とぞ
一年に法華十講を其論して 十八年めして
世挑みして龍山の比丘数年常
に香火を修していと其間ありし 一山代受戒して
めして行ることなん

○将軍家の葬しまいらせ時 朝廷より御贈官位ありて
寛永にまいらせられて 御位記宣命 并牌子を関東に納めん
ささげをしまいらせ其牌子には台徳院殿大猷院殿と殿の
字ありし 贈正一位大相国とかかれし 前将軍家 綱吉公にてまします
乃時朝儀ありて殿の字を除き唐名をかかれしのよしにて
ありしとなり
常憲院 贈正一位太政大臣
とまでかかれしとぞかのけふ行にはまかりし 正名の嚴

慮是も亦昭代乃一奥例なりけらし
御領宮どころ輪王寺宮法親王乃此時大相国と書行さ給へりせ／かしとあれんぞらも亦一時の也ちうひ哉や侍りけん

○我先公（御諱綱誠）法在世の時謝め俗法名の法宝かりとく殿のさまふ申のよし御ときまりしを正しきゆゑらしぞなりける凡菜乃法数と書する中世禅徒のすりし誤とかや　水戸候源義公久昌寺此法剣に云帖と記させ給ひし

○南都東大寺此正倉院乃宝藏に在る蘭奢待の号は聖武帝名付給ひしとかや（初は黄熟香と号しとぞ）今三字に寓す寺名に有りし

云々　此外大紅塵とて三字ニ世貫六百文餘なりし名香なりし藏中にありしとも人多く知らざるにや香蘭奢待とも称なく亦楠也振別なりとぞ

○菅家の法歌世さびはなきも云ふかりしと詠せさせ給ひしくも向山は俗入神なりと相人かくされ東大寺若宮八幡大神也乃後の法山にて俗に八幡山と呼ぶ　菅家紅葉のまにまにしきこえんと加え手向すひしは即彼八幡太神と知るべし

○夏日入禅林開同巻出門書芭蕉葉而去

無門関曰　不説々時喧
咄々牛頭没　蕉風緑氷痕
五月雨降る軒に漏しいとふひしらく候し伝なし
売し魚家の濱井を備けん薄の庵をとむらひ之して
○かれ無字にして字書なる古今紀貫之か仮名の拙なる序より帝王
乃倭歌など書のこしおかれし無職なるは後多く纏つ家業の事
とやまも前王后の手跡佛経詩織なとはみてしられたる語
書のこるは世をめうしらぬるしと古今貴人傳りし

○日蓮黨の祈禱の秘書其邪誕妖異なるハ更にもいはし
密宗の禱祠とよへる之何邪義の修法ハ其妄作なり日
徒の秘事に岩ねるあや修世の遁布の荒神信等の如き
いと正しからさるなり台密眞言壇の灌頂及ひ彼ノ
宗此修等毎ニ祈願する如き天の修験なるも皆後世の
詐の者作出せし妄言也つきとまへし
眞言壇の法ハ自ラ要旨ハ正しくても邪妄せう
凡顯密ともに祈禱ハ人々に至る修法なる多く邪義妄
誕交へるる後修験者か所作なとや此等信家秘して

引ならの飯綱及ひ雲霧嶋呪術等乃つかひなる妄義
邪誕甚多し世人無学の者これ等の邪正を知らへすして
みたりに是を信し富貴利達をこ希ひ疾病災厄を免
れんとし禁厭符章呪術巫蠱の為に惑ひ却て禍
を得る者少なしとせす嗚呼可痛哉

○肥前長崎港毎歳正月四日より凡一七日の間踏絵とて
基(キ)利(リ)斯(シ)當(タン)宗の像を広く市井にわたして諸人に踏
せしむ

其像ハ銅にて鋳たる方七寸ほとにて常ハ獄舎に
蔵め置其時節ニ至れハ町年寄官吏の命を奉し多く
出して踏せしむとそ

正月十日頃迄ハ長崎所々の城府等へ其絵を廻して悉く
多く踏せ終る（天草等の辺ハ其年の別に又其絵を配て時々踏しむ）凡異邦の船入津せんとしてハ
先其船中の人々に彼絵を示して踏せしめしかして上の街
詰を出て後船中を改め終りて且積来(ツミキタル)の書籍
ハ一所に集めて其書を通事等の役人書へ出して見

若天主法の書ありとも即焼く先年一書有り何年
と知らす理通しるしたる物有或通詞あやまりてこれを
横行に読しに皆耶蘇か邪法なりしかは聞て官に出
てもちしと其書は焼滅せられしとぞ彼邪類万一切に
て無辜の人を欺きたらんか清に導くを国禁殊に厳密し
ありし此年我国に来りし所の両僧一人含も耶蘇の徒の
々乃邪徒なりし妖術邪謀をしたく出徒五十人許黨し
説に諭か名山に拠て叛逆一揆せしとして中にて隣国の梅

村より出し梅山といふ道士有り博識にして邪術ある者なりし
清康熙四十七年我宝永五年六月梅村の梅花を采く村民
これをいたく候梅山ドウしては日坐樹下にして梅花を踏む
民人便地を掘て見し順治通宝の銭十八文康熙通
宝乃銭四十八文得て梅山通宝の字ある銭十八文也し
梅山密曰国朝に代て世となれるは大清乃順治十二年
乃康熙五十人知らしめしたれは擁名有りて天下
の説を破る悲しむ之布此時の西僧一人合して今日世を

妖術など備ふる道人なり我これによりて天下を革んとし
ひそかに兵を集め丗多の郎に誓へしが時に将を命して
これを伐しむ丗彼終に誅く宗徒萬人誅に伏し梅也一念
ハ行方知らず逃去りしとぞ翌己丑年一念をとらへさがし出し於
てく禁獄し然て刑せし後康宗の末入津の清人衛
説せしとて同年我薩摩國へ漂寄せし異國人界
倭語に通じし人半と開へたち懐にも横文字の書巻
に考へて答へし海を逢ふ紀南蛮伴天連なりし其名

などヨアンキリステカウスウロと云し由我郎なりし錯
とる所乃元乃字ある小判金をこ両懐中せしとぞこと
かゝ金殊なる長傍の獄舎に休めらせ後悔しと於ん
嗚呼我國無学乃男女乃ごとき日蓮宗等乃無下よ
かさなく疎る妄誕なども信して執つよく邪術にかれを外
異邦蕃乃大禁なしくなさせさ所なふもこゝに免くしき
ぬるしさなくいつかしら邪法なるもへりぬ在世の人心に
いと懐かし　九州ハ何方なくも毎年踏絵とて
民とんとぞあまふと云云

〇黙徳那国昂国々祖国也初国王謨罕蓦徳生而神霊有
大徳臣服諸国諸国尊号為別諳援尔猶言天使
其教専以事天為本而無像設其経有三十蔵凡三千六百
餘巻其書体旁行有篆草楷之法今西洋諸国皆用之
又有陰陽星暦医薬言楽之類云云
右ハ登壇必究乃二十四東南夷乃一に見えたれハ
国々にて首番をなして各教を施せし国にして南蛮乃
内にても国々と称号を併セ用しめたるなるへし

国々像設なしとぞ
紅夷亦各別なり天竺ハ釈氏の教に依り
さるもハ外道とし昔し唐大道教化地とし後世
は別に黄老の教と云百家乃異端競ひ起て大人
君子といへとも如何ともすること不能さるまま行侍也
しかや我日本ハ天照大神乃御国君も臣も共に
神孫にしてもに三種乃神宝を受ありて万世の外
教に背き多ハ異国の教になりて他邦の民と
なりゆき候類古今見多し凡神国の君たる

食者何とこれをわりしさら略す

○牛頭天王

牛頭とは華厳経曰摩羅耶山出旃檀香一名曰牛頭正法念経に有名義集云此山峯状如牛頭於此峯中生旃檀樹故名牛頭云云大論曰除摩梨山訛云離垢無出旃檀白檀治熱病赤檀去風腫云云抜ちらりす

牛頭峯は南天竺乃山の号離垢治熱の名香を産す依て彼天王の神徳にと表して牛頭天王と称へ牛頭訳せ梵訳に随ふて牛頭天王に世事を闕せし元宮よ記したる

○我府下六月市井の家銭をつのめ集て祠官にて之を請得て子冊の辻に安置し児輩群衆して燭をともし法会を祭る古へ所謂辻祭乃法の遺風也今云う牛頭天王と称へそれ牛頭天星は行疫乃神なるをこれと称め疫気を消さる風俗の祭也

○五雑俎云有下起自奴隷驟得富貴無結姻高門締眷

華冑上者

又曰王家凌替落薄反倪首於奴之子孫者多矣世
事可為太息者也

嗚呼季世乃悪俗上下共変替せる希倭漬され一段
なる歟

○好婦美童一ひとひ寵せられまして内外を頒まて希必孫を継
せしめ多くは流離顛沛し薄命喪身の禍ある彼妹喜
夏姫の倫はいふもさらなり西子が身を呉宮に失ひ王
嬙異城に蕪絶し昭陽姉妹孫まで禍水となり虢国夫
人が天人組合を絶て言の如なし次文君が長婦に於る縁
珠が季倫に事しは才色俱に俤しく天作の合なり
しと一は琴心を似玉を初年に點し一は行露を壁を
末路に碎し次や男寵乃わこなる鄧通が文帝に遇せ
らる董賢が哀帝に寵ありし孫子瑕霊ヽ衛君の愛を
うけ陳が高氏帝主陳恩なくありしを皆述を於て孫を
継せざるし陳留謝氏がごとき天は妬かと云ひしそれ

女子小人の養ひかたきよし孔子既に曰ハれたれとも故なく上
に過せしめて帝ハ枕席の情欲に依まりて義をわすれ
事ハに此ば婦人美童子幸寵を得て亘自恣驕
泰甚しきりかなく利権をもちゐ入まりて威福を恣にし
人の愁苦をも顧ず己獨富貴を極むるは天の悪む所
なれハなどか滅びざらんや古より色欲の禍にて天下
国家を失ひし人ハ千百人の中にも仮し劉伶か酒
死し石崇か欲に沈し梁冀韓侂冑か権に沈せし

類を挙て人を道にそむき義を忘れしむ一篇の欲
に溺れしときハ色欲名欲利欲財欲皆等しくこれを
たゝし宗を絶ぬへきなり
○或問我國本願寺派親鸞の徒妻を携へ肉を食ふ事
實に不律の邪法を弘めしにあらすや僧侶にあらすや答
予曰我國古より諸寺院執行也僧職説経師の類南部
北領の衆徒といふ者ハ皆妻帯の僧なり独り本願寺
門徒にかきらす淡路紀州にも鳳陽部の僧等も肉食

娶妻凡民に別なる事なし京関北郡底汀州の俗
ハ公然として妻子を生育し四民の中に雑処すと
いや陶穀か清異録に俗乃妻を梵嫂としるし又
番禺雑記に廣中乃俗室家ありて火宅僧と呼ふ
されハ倭漢異なる事なし只凡夫のことく妻を持ち
かつ差役をまぬかれ遊ひてうに衣おほく食ひ飽
きを放肆になせる者天下に満されたるなき事ハ
嗚呼

○粋地乃わりふきうにとてのなとを近世よりもてはやしと云文盲乃
賤俗撰通とかくかや撰乃字をもわきまへす
撰ハ素を好く呼ひ通ハ訓とも用也所謂湯桶よみといふへし
最通なと書きて言ふと同しかる便しとして人にかしに或
老希微笑して云されハ何してとゝなと云詞ハ其據をしりましと
せし人にハ示し教へし云老希云はしとろとハ根本魔詞にて
よる行きし周旋自在にして道にかなひて都て四方を
とりよ魔の書に旋の字とかはとよろしと塡せ行く通

佐凡乃手にうほし用ゐ咋給ふと云まし事に文字
を作らし給ふこそ鳴海の串ふれしと云ひし言よ
と麿百首等に多麿文字見え給ふ（我何麿何の文字 基何の文字有）
かゝる俗語は皆かぬよかゝ給へ可ふ也

○我尾邑二宮古へ塑如し此雲も云ふ祭祀めく
うつり侍しとかん白大縣宮地と稱明神の傍小針
此峠地よ勅使宿館の跡有其へ移るの宮地も云
ありとりや清休所と云所二宮村と楽田村ならぬの

北よ有是祭礼の日神輿幸の地なりし々礼まと西
（楽田村の東方）に二つの名所の跡有宮地有とこてかく名所中
のこれ迄四至の内と見へてまた一つの名所から論へ青塚
にあり（楽田村の内にして二宮より三十町余といへ）これを迄四至の外や北をこそ
舞幸郷と稱せし新田有りしを見りし舞楽ゆりし所と云
楽田といふ名もこれによれるにや凡楽田の四田四囲の名
清浄田直会田三ノ切田燈明田経田関田等乃名有
京へ金峰廻田と峠地有古へ神幸にありしなるへし

跡とありしてみ月を料来出せし所と云末二宮東
方乃山上に西福寺　浄福寺　真蔵寺　不動寺　小西
寺なと呼所ゟ在へ僧侶乃住所と云小西寺乃舊跡
塔乃壇乃名残あり

○或人曰昔東國往還此路勢田宮下馬橋乃前を東へ
通り上野乃尾に登りて往来せしといふ乃旧路を
何乃時より始まりしや今日甚改路乃時代未詳按を
にも選択集秘鈔文安元年甲子十二月六日所乃写乃古

本乃奥書にも尼所勢田今路正覚院と書れたる後花園院
の御宇最今此海道となりしとみえ

○同尾頭村元興寺之　時金彩海に輝て其今忽ち
在り海人畏ん宣しくせしと俗作りて云甚哉今海包
ところ何そ在しく其数るいき日かる大言こそ瑯俗
の傳へなしめ海ハ元興寺此辺迄まりしと有り先年
今此澤乃観音堂建立此時地そこなりし土と瑞瑠
ざりしに土焼乃如きのイワタ蛎の如き貝の破

抔いへる事ありし處まして演らしも知られ給ふ
元国寺被壊れ後寺を牛立村に移せしなり
本邦寺の未来記も此寺に縁起の所に書し給ふ
○尾南大高村観音堂に渠得あり小笠原尾張守道久
禅門の名あり應永八年の字あり是は後小松院の御
時尾州主維させし人と見ゆ
同し世文慶長十二年の冬にも有小笠原三九郎と書
せしも見ゆ　故三位家忠吉卿臣監物忠重の名あとゝ見ゆ

○佛神の縁日といへる事あり曰佛菩薩降誕
日示現日或は其の神誕辰降現昇仙飛昇等の日
といふ又月次祭すなはち唐家の書五月令に廣義挾にいふ
有し是なり俗に縁日也
○吾子先に七月十五日新穂を陳て祖先を祀るは我か
穂懸の遺風なりといひしもとてしにと吉蘭斎人か
の風ある事や日中元の祭に先祖の霊を祭る事
又徽郡中元日薦新炊飯以祀先祖集族家

宴畢而散夜置其度」亡放水燈云 月令廣義十四 日次七月十五日條 是
我国祢秋盆新など陳て神霊を祀りし集会して宴
をなし夜燈などを燃しなどすれば風俗と似たりけり

○浮屠氏四月望より中元に至りて九十日結」夏安居と称
禁足して道を修することを俗に夏の中と呼ぶ十月十
五日より正月十五日に到るまでを俗に冬夏採云ハ亦
なり結冬ニ安居といふ余周易禅解の序跋にも
結冬ニ於某處するといへるなり

○或人問周易禅解ハ如何なる書ぞ答へて曰明朝乃
僧天因山乃智旭述して十巻なり思宗代崇禎十四年（我か明正院寛永十八年辛巳にあたる）自序せり凡佛者なれど見まして何なる佛法なり
さりながら故に如何解となりせば我国習合家の神道
等し但し其中に伏義但有」畫而無」辭設陰陽之象
隨人作何等解文王ノ彖辭吉多而凶少爻辭大綱以生
善周公爻辭誡多而吉少反覆慇懃以勸懲孔子十
傳會歸内聖外王之学等云へるハ好し 九五云々之全ク説

者帰昔之或躍或惕或見或潜者世不レ知レ此安所レ称
大人哉我為大人則可レ見ル無レ兆大人矣此如下太舜垂
衣裳而天下治上しこと旨を禅易を講まし一助となる
人もしこの卯ハ諸儒乃陳説佛氏乃云旨の：

○

武州白銀臺日吉坂に住居せし某僧有日本國中廻
國乃願成就して経を供養なしと無時ハかくらん
とて凡一國一ヶ所ツゝ納経乃院のある所を造立し
あらはせんと刻むと発願し五年之未心をとほらし今年

壬辰迄年其佛像成就しとて中尊ハ丈六金色乃
阿弥陀佛也六十六ヶ所乃佛像ハ各四尺と成し我
尾州ハ熱田神宮寺ハ薬師乃像を安置せしと
云　東都繁華の地人多施入ありて方一町乃地に彼堂
を造りし以て仏像六十六部ハ倍僧宿をかくして教
へしは身もとも発起のおもひ立しめても傍らにせし
又深川乃地元場をとして僧江戸従来ニいらに六
地蔵を立ると聞かりく　衛く深川牧橋の有所

金銅丈六の像を携へ来りし此は今四谷内藤宿
の地なるを揚げるよし 亦貴人の為に描きしとぞや
いかめしく人多なりしとぞ かゝる事どもを
く成行る宝緒御身に召されし時 故郷を思ひ出給へる
かく成りけるかな
我敬ふ此の館へ南龍院前大納言殿水戸の殿ぞ
つかはしける此時ゐなかの御すさみに南竜公
山水の絵を描かせしける 成公筆をとり賛

まひし讃詞をかきまゐらせしに我前にいだしてや
く此君もその像歌を書添させしける御三首
世にまた類あらぬ一軸とやこそ讃詞けちうしてしるし
併記し侍る

咫尺遠望万里
高山氏帯湖水
水戸侯光圀卿

瀟湘外洞庭前
遠樹森篭暮烟
尾張侯義直卿

山ところに室のかたはらに見る人もこそありなから烟つく

○太神君の公ま　台徳公の實仁大度にして勇武の
世業なしくるはいふもさらなり　殊に我國の学
を興しまひ紀元文雅の法度なしく　水戸君法作
文乃めてたく流しせましし後も法あり一時雙
珠光うるはしく三風をとせの春に持ちまし
次のこゝは法国政の基堅く万代の法恵ある次
仕なる来りしゆゑくをこそ法餘佳を崇めさる希

うれしさ紀綱新たの清る正民公の今君なと
なりあるもの也しかるハかりける況や織田羽柴乃　阿諛とや
至治めし我徳河乃清流廣くいまる御沫家賞ハ
御中しかる清淳あれはける紀なるものしいとしめく
こ記昭代よせれかるは家よ住へきしも一大幸な
かりきや

○唐徐徳々女名ハ惠四歳にして書を讀八歳
文を屬せしてたる其英才今古そこ見し希なりと

云人有りて倭漢詞章才女多し近くハ我東都
内田氏乃處女みね如し天資聡敏にして十歳の時
六經を讀十一歳に及て詩をこ嗜し文をこ作る是より
本史子乃多き大系讀て其旨に通せるを彼か作まし
まりて詩を梓に彫て桃仙詩稿と題せる元禄五年
壬申其齢十二歳と云云　桃仙ハ彼女からこそ詩乃中に
別号し
彼詩稿も亦其處女か筆
みして梓に命せし

池辺春月明　千里水波清

玉兔躍瀾底　須臾綴銀漢里ニ
浮雲出岫満山淡忽作濤沱浸石隄且喜流
除炎熱氣清涼世界雨旭啼
かゝる類も多し大性此妙類

○

正德改元の秋関東命ありて海道の諸驛をして
豆荻駅をも旅人に知らしむへきよしして新人之有
一　驛の大なる所ハ掟をも書して同駅の前に置且小駅乃我
如きハ撃柝して時をも知らしむるになし
官府及ひ勢田乃驛の如きをも信濃有鳴海清

須清にをひて新に司尉乃事を定しむ同し暦乃
二年壬辰乃春清須清涼寺にて新鐘成る是を令菜山
幸昆銘を書してこれを記く

尾張春日井郡清須驛新時鐘銘并敘

凡天下所ヽ隨者時也損益盈虛行止動靜須
臾不可離矣辛卯之歳有台命令置漏刻於驛
舎而施時於人民於ヽ是清須駅亦設之乃假清
涼寺之鐘而為之節時維七月二十三日也然其鐘
小其聲旁設再告有司新鑄州鐘縣之於寺
中傳之於無窮盖奉之者廣乎隨ヽ時之義矣
小吏幸昆欲ヽ述其義忘固陋而爲之銘

銘曰

君王體天　茂育兹民　時不ヽ可ヽ失　業務曰新
華鯨遠報　警十二辰　希聲ヽ所ヽ至　莫ヽ敎因循

正德二年壬辰三月

縣令菜山百助源幸昆謹書

清凉五世現住圓山通門和尚

大鐘師水野太郎九衛門藤原賢

にし年七月鳴海乃宿にも鐘を鑄しためしあり
頭護山如意寺に懸しめまし須知駅亭行所
にも銘を書せんことを請ふて旋き筆健き詞を添
へらんも鳴海のもかうしてし國語せしに記
きうかしとのこゝろし位にしも昇一年乃附りし
生きかる墜まにて一年を経てつきを云ふされハ不才
を省すことしてとりなしても稿を家に留む

尾州路愛智郡鳴海驛分時鐘銘

正徳第二暦依ヲ
新令就テ鳴海驛鑄候鐘架於如意禪刹樓
上ニ而
以テ便郵亭來往旅客百練告ヿ全九乳脫鑪
ニ土民齊歡娛而普扇
德風寛足し

昭代一盛典也邑宰三宅氏恭奉
命視レ事之日請ニ勤成器之由ヲ僕因唱万歳
之祝ヲ謹
充嵩呼之頌其銘曰

鑿命シ良氏　丕章範埏
聲々合レ律　韻々以圓
鳴海餞レ月　蓬嶋望レ仙
邂逅共樂　視聽更傳

宏基永固
君德萬年

正德二年歳次壬辰秋七月穀日
天野信景謹銘
邑宰三宅善八藤原重行
頭護九葉梅岑和尚
鑄造水野太郎左衛門藤原政長

宝永五年京城四禄乃堀　九條家乃法而人うの作

に移さるへかりし（摂町御門の門東向也またハ中院雲寺町西へ入所なりし）ところし上年

まさ我

云有同し上さるへかりしか土木乃営なりし　卅秋楽慶

かくて新清所に移りせさせ給ふ　九月廿一日　勅使ハ頭中

将基香朝臣謁と云云　梅を正寝ゟ北に向ひ清路

乃下右に柑子ならて梅樹を植へさせましし〳〵なる

そいと破實何る清寺とおん其裏の殿上ノ間

内座ハまさまつきいときら〳〵し　清造畢なり

し八月廿八日　摂加に動しせさせ給ひ其日中々て

清梅賀養せさせ給ふへかりし　清式とも京都の人

みな中梅行りし　北乃藤波宗行　清有序ハ中

出あんもありまし我　卅子　清外祖母れハ来ら

卅かくを思まここにひ重き清年ゟるへき

波乃石しまつらり従ひよく

宮所けし月乃光とま波境めふかさしめや　こゝろき　こゝけなし

太政官文庫
圖書局文庫

国立公文書館
National Archives of Japan